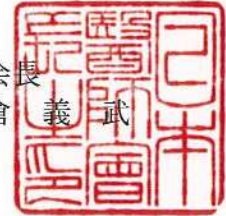


日医発第1165号（健 I 261）  
令和2年2月26日

都道府県医師会長 殿

日本医師会 会長  
横倉 義 武



## 個人サンプリング法による作業環境測定およびその結果の評価に 関するガイドラインの策定について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、個人サンプリング法による作業環境測定およびその結果の評価に関するガイドラインの策定について、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長より本職宛に、その周知について協力依頼がありました。

標記については、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第8号）および作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第18号）が、令和2年1月27日に公布および告示され、令和3年4月1日から個人サンプリング法による作業環境測定が選択的に実施できることとなります。

個人サンプリング法による作業環境測定には、従来の作業環境測定と異なる部分もあることから、個人サンプリング法による作業環境測定およびその結果の評価の適切な実施を図るため、今般、厚生労働省では、別添1のとおり「個人サンプリング法による作業環境測定およびその結果の評価に関するガイドライン」を策定したところです。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

基発0217第2号  
令和2年2月17日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関する  
ガイドラインの策定について

標記については、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第8号）及び作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第18号）が、令和2年1月27日に公布及び告示され、令和3年4月1日から個人サンプリング法による作業環境測定が選択的に実施できることとなります。

個人サンプリング法による作業環境測定には、従来の作業環境測定と異なる部分もあることから、個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価の適切な実施を図るため、今般、別添1のとおり「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」を策定したところです。

各団体におかれては、会員事業者に対し、本ガイドラインを周知いただきますようお願い申し上げます。

## 個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関する ガイドライン

### 第 1 趣旨等

#### 1 趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第65条及び第65条の2においては、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、必要な作業環境測定を行い、その結果の評価に基づいて適切な措置を講ずることを事業者に義務付けている。さらに、作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）第3条等においては、当該作業場のうち政令で定めるもの（以下「指定作業場」という。）について作業環境測定を行うときは、その使用する作業環境測定士に実施させること又は作業環境測定機関に委託して実施することを事業者に義務付けている。

今般、化学物質の管理や有害業務の状況等を踏まえ、指定作業場において作業環境測定を行う際のデザイン及びサンプリングとして、従来のものに加え、当該指定作業場において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング（以下「個人サンプリング法」という。）を新たに規定するため、作環法の委任省令である作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「規則」という。）、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号。以下「測定基準」という。）等が改正され、令和3年4月1日より施行される。

本ガイドラインは、改正後の測定基準及び作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号。以下「評価基準」という。）に規定された事項のほか、個人サンプリング法による作業環境測定を適切に実施するために事業者が実施すべき事項を一体的に示すことを目的としている。

#### 2 個人サンプリング法による作業環境測定の対象となる測定

個人サンプリング法による作業環境測定の対象となる測定については、個人サンプリング法の特性が特に発揮できるものとして次のとおり規定されていること。

- (1) 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）別表第3に掲げる特定化学物質のうち、管理濃度の値が低いもの（令別表第3第1号6又は同表第2号3の2、9から11まで、13、13の2、19、21、22、23若しくは27の2に掲げるものをいう。

以下「低管理濃度特定化学物質」という。)及び鉛に係る測定。

- (2) 令別表第6の2第1号から第47号までに掲げる有機溶剤及び特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)第2条第3号の2に規定する特別有機溶剤(以下「有機溶剤等」という。)に係る測定のうち、塗装作業等有機溶剤等の発散源の場所が一定しない作業が行われる単位作業場所で行われるもの。

なお、「塗装作業等」の「等」には、発散源が作業に従事する労働者とともに移動し、当該発散源と当該労働者の間に定置式の試料採取機器等を設置することが困難な作業が含まれること。

### 3 基本的な考え方

- (1) 個人サンプリング法による作業環境測定を実施するか否かについては、事業者の任意の選択に委ねることとしており、個人サンプリング法による測定が可能となる作業については、個人サンプリング法及び従来の方法のいずれによっても問題ないこと。事業者は、当該選択に当たっては、衛生委員会等において労働者の意見も踏まえた上で十分に審議することが望ましいこと。
- (2) 個人サンプリング法による作業環境測定は、評価基準に基づき測定値を統計的に処理した評価値と測定対象物質の管理濃度とを比較して作業場の管理区分の決定を行うものであり、いわゆる個人ばく露測定には該当しないこと。

### 4 実施者

- (1) 事業者は、個人サンプリング法による作業環境測定に係るデザイン及びサンプリングを行うときは、個人サンプリング法について登録を受けている作業環境測定士に実施させること。
- (2) 事業者は、自ら作業環境測定を行うことができないときであって、個人サンプリング法による作業環境測定に係るデザイン及びサンプリングを行うときは、個人サンプリング法について登録を受けている作業環境測定機関又は指定測定機関(以下「測定機関等」という。)に委託すること。
- (3) 測定機関等は、個人サンプリング法による作業環境測定に係るデザイン及びサンプリングを行うときは、個人サンプリング法について登録を受けている作業環境測定士に実施させること。

## 第2 C測定の実施方法

事業者又は測定機関等は、次に掲げるところにより、C測定（測定基準第10条第5項第1号から第4号までの規定により行う測定（測定基準第11条第3項及び第13条第5項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）を実施すること。

### 1 C測定の趣旨及び単位作業場所

- (1) C測定は、単位作業場所（作業場の区域のうち労働者の作業中の行動範囲、有害物の分布等の状況等に基づき定められる作業環境測定のために必要な区域をいう。以下同じ。）における気中有害物質の平均的な状態を把握するための測定であること。
- (2) C測定における単位作業場所は、個人サンプリング法の特徴を踏まえると、労働者の作業中の行動範囲により、作業する区域が複数ある場合でも同一の単位作業場所となる場合があることから、従来のA測定（測定基準第2条第1項第1号から第2号までの規定により行う測定（測定基準第10条第4項、第10条の2第2項、第11条第2項及び第13条第4項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）の単位作業場所より広範囲となる場合があること。また、時間ごとに測定対象物質の濃度が大きく変動する作業場や複数の測定対象物質を使用する作業場等を時間的又は空間的に異なる単位作業場所として取り扱う必要があるかについては、従来の単位作業場所と同様の考え方で判断する必要があること。

### 2 試料空気の採取等及び均等ばく露作業

- (1) 試料空気の採取等は、単位作業場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いる方法により行うこと。なお、「試料採取機器等」の「等」には、検知管方式による測定機器が含まれること。
- (2) 試料採取機器等の装着は、単位作業場所において、労働者にばく露される第1の2（1）及び（2）の物質（以下「測定対象物質」という。）の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数の労働者に対して行うこと。ただし、その数は、それぞれ、5人を下回ってはならないこと。
- (3) （2）の「ほぼ均一であると見込まれる作業」への該当の有無については、事前調査等により、単位作業場所における労働者の作業中の行動範囲、測定対象物質の分布等の状況等を踏まえて判断すること。

(4) (2)の「適切な数の労働者」は、原則として単位作業場所における全ての労働者とするが、作業内容等の調査を踏まえ、単位作業場所におけるばく露状態を代表できる抽出方法を用いて抽出された数の労働者が含まれること。

(5) 単位作業場所において作業に従事する労働者の数が5人を下回る場合にあっては、同一の労働者が同一の作業日のうち単位作業場所において作業に従事する時間を分割し、2以上の試料空気の採取等が行われたときは、当該試料空気の採取等は、当該2以上の採取された試料空気の数と同数の労働者に対して行われたものとみなすことができること。

### 3 試料空気の採取等の時間

(1) 試料空気の採取等の時間は、単位作業場所において作業に従事する試料採取機器を装着する労働者が同一作業日のうち単位作業場所において作業に従事する全時間とすること。ただし、当該作業に従事する時間が2時間を超える場合であって、同一の作業を反復する等労働者にばく露される測定対象物質の濃度がほぼ均一であることが明らかなきときは、2時間を下回らない範囲内で、当該試料空気の採取等の時間を短縮することができること。

(2) (1)の「作業に従事する全時間」には、単位作業場所外において作業に従事する時間は含まれないこと。また、(1)の「試料空気の採取等の時間の短縮」は、作業に従事する時間が2時間を超える場合のみに認められるものであり、当該時間が2時間以下の場合には、当該作業の全時間について試料空気の採取等を行う必要があること。

(3) 2(5)について、作業に従事する時間を分割して試料空気の採取等を行う際には、同一の労働者が同一の作業日のうち単位作業場所において作業に従事する全時間を均等に分割する必要があること。この場合、次の事項に留意すること。

ア 測定精度の確保の観点から、測定の定量下限値が別紙1に掲げる測定対象物質の管理濃度の10分の1を上回ることがないように測定時間を確保する必要があること。

イ 同一の労働者に複数の試料採取機器等を装着して同時に試料空気の採取等を行うことは、当該時間の分割には含まれないこと。

### 4 試料採取方法及び分析方法

試料採取方法及び分析方法は、測定対象物質の種類に応じて、別紙

2に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び別紙2に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法とすること。

### 第3 D測定の実施方法

事業者又は測定機関等は、次に掲げるところにより、D測定（測定基準第10条第5項第5号及び第6号の規定により行う測定（測定基準第11条第3項及び第13条第5項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）を実施すること。

#### 1 趣旨

D測定は、C測定の結果を評価するだけでは労働者が有害物質への大きなばく露を受ける可能性を見逃すおそれのある作業が存在する場合に、有害物質の発散源に近接する場所における作業について測定を行う趣旨のものであること。

#### 2 試料空気の採取等及び試料空気の採取等の時間

- (1) 測定対象物質の発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所がある場合に、測定対象物質の発散源に近接する場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いる方法により行うこと。
- (2) 試料空気の採取等は、当該作業が行われる時間のうち、空気中の測定対象物質の濃度が最も高くなると思われる時間に行うこと。
- (3) 試料空気の採取等の時間は、連続した15分間とする必要があること。したがって、単位作業場所において作業に従事する労働者が1人であり、かつ当該者が同一の作業日のうち作業に従事する時間が15分未満の場合、個人サンプリング法は適用できないこと。

#### 3 試料採取方法及び分析方法

試料採取方法及び分析方法は、測定対象物質の種類に応じて、別紙2に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び別紙2に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法とすること。

### 第4 個人サンプリング法による作業環境測定の結果の評価

事業者又は測定機関等は、次に掲げるところにより、個人サンプリング法による作業環境測定の結果の評価を行うこと。

## 1 評価値の計算

(1) 同一の作業日についてのみ測定を行った場合

第1評価値及び第2評価値は、次の式により計算するものとする。

$$\log EC_1 = \log M_1 + 1.645\sqrt{\log^2 \sigma_1 + 0.084}$$

$$\log EC_2 = \log M_1 + 1.151(\log^2 \sigma_1 + 0.084)$$

これらの式において、 $EC_1$ 、 $M_1$ 、 $\sigma_1$ 及び $EC_2$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$EC_1$  第1評価値

$M_1$  C測定の測定値の幾何平均値

$\sigma_1$  C測定の測定値の幾何標準偏差

$EC_2$  第2評価値

(2) 連続する2作業日（連続する2作業日について測定を行うことができない合理的な理由がある場合にあつては、必要最小限の間隔を空けた2作業日。以下同じ。）に測定を行った場合

第1評価値及び第2評価値は、次の式により計算することができる。

$$\log EC_1 = \frac{1}{2}(\log M_1 + \log M_2)$$

$$+ 1.645\sqrt{\frac{1}{2}(\log^2 \sigma_1 + \log^2 \sigma_2) + \frac{1}{2}(\log M_1 - \log M_2)^2}$$

$$\log EC_2 = \frac{1}{2}(\log M_1 + \log M_2)$$

$$+ 1.151\left\{\frac{1}{2}(\log^2 \sigma_1 + \log^2 \sigma_2) + \frac{1}{2}(\log M_1 - \log M_2)^2\right\}$$

これらの式において、 $EC_1$ 、 $M_1$ 、 $M_2$ 、 $\sigma_1$ 、 $\sigma_2$ 及び $EC_2$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$EC_1$  第1評価値

$M_1$  1日目のC測定の測定値の幾何平均値

$M_2$  2日目のC測定の測定値の幾何平均値

$\sigma_1$  1日目のC測定の測定値の幾何標準偏差

$\sigma_2$  2日目のC測定の測定値の幾何標準偏差

$EC_2$  第2評価値



(3) 計算に当たっての留意事項

計算に当たっては、次の事項に留意すること。

- ア 測定対象物質の濃度が当該測定で採用した試料採取方法及び分析方法によって求められる定量下限の値に満たない測定値がある単位作業場所にあつては、当該定量下限の値を当該測定値とみなすこと。
- イ 測定値が管理濃度の10分の1に満たない測定値がある単位作業場所にあつては、管理濃度の10分の1を当該測定値とみなすことができること。
- ウ 有機溶剤等を2種類以上含有する混合物に係る単位作業場所にあつては、測定値ごとに、次の式により計算して得た換算値を当該測定値とみなして、区分を行うこと。この場合において、管理濃度に相当する値は、1とすること。

$$C = \frac{C_1}{E_1} + \frac{C_2}{E_2} + \dots$$

この式において、 $C$ 、 $C_1$ 、 $C_2$ ……及び $E_1$ 、 $E_2$ ……は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C$  換算値

$C_1$ 、 $C_2$ …… 有機溶剤等の種類ごとの測定値

$E_1$ 、 $E_2$ …… 有機溶剤等の種類ごとの管理濃度

2 測定結果の評価

測定結果の評価は、単位作業場所ごとに、次に掲げる場合に応じ、それぞれア及びイの表に掲げるところにより、第1管理区分から第3管理区分までに区分することにより行うものとする。なお、管理濃度は、測定対象物質の種類に応じて別紙1に掲げるところによること。

ア C測定のみを行った場合

C測定		
第1評価値 <管理濃度	第2評価値 ≤管理濃度 ≤第1評価値	第2評価値 >管理濃度
第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分

イ C測定及びD測定を行った場合

		C測定		
		第1評価値 <管理濃度	第2評価値 ≤管理濃度 ≤第1評価値	第2評価値 >管理濃度
D 測 定	D測定値 <管理濃度	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	管理濃度 ≤D測定値 ≤管理濃度×1.5	第2管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	D測定値 >管理濃度×1.5	第3管理区分	第3管理区分	第3管理区分

第5 作業環境測定の結果の評価に基づく措置

事業者は、第4の2の区分に応じて次の措置を行うこと。

1 第3管理区分に区分された場所

- (1) 直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第1管理区分又は第2管理区分となるようにしなければならないこと。
- (2) (1)の措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該場所について測定対象物質の濃度を測定し、その結果の評価を行わなければならないこと。
- (3) (1)及び(2)のほか、第3管理区分に区分された場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講じなければならないこと。
- (4) 第4の評価に係る記録、(1)の措置及び(3)の評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければならないこと。
  - ア 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
  - イ 書面を労働者に交付すること。
  - ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

2 第2管理区分に区分された場所

- (1) 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基

づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(2) 第4の評価に係る記録及び(1)の措置を1の(4)に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければならないこと。

## 第6 作業環境測定の結果及びその評価の記録の保存

事業者は、次に掲げるところにより、作業環境測定の結果及びその評価の記録を保存すること。

### 1 測定結果

#### (1) 記録事項

測定対象物質の濃度の測定を行ったときは、その都度次の事項を記録すること。なお、ウの測定箇所においては、試料採取機器等を装着した労働者の氏名を記載する必要はなく、当該労働者を示す番号等(例：労働者①)を用いること。

ア 測定日時

イ 測定方法

ウ 測定箇所

エ 測定条件

オ 測定結果

カ 測定を実施した者の氏名

キ 測定結果に基づいて労働者の健康障害の予防措置を講じたときは、その措置の概要

#### (2) 記録の保存

記録の保存については、次のとおりとすること。

ア 低管理濃度特定化学物質及び鉛に係る測定については3年間。ただし、令別表第3第1号6に掲げる物又は同表第2号3の2、13の2、19若しくは27の2に掲げる物に係る測定並びにクロム酸等(特化則第36条第3項に規定するものをいう。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第3第2号11又は21に掲げる物に係る測定(以下「クロム酸等に係る測定」という。)については30年間。

イ 有機溶剤等に係る測定については3年間。ただし、特別有機溶剤に係る測定については30年間。

## 2 測定結果の評価

### (1) 記録事項

測定結果の評価を行ったときは、その都度次の事項を記録すること。

ア 評価日時

イ 評価箇所

ウ 評価結果

エ 評価を実施した者の氏名

### (2) 記録の保存

記録の保存については、次のとおりとすること。

ア 低管理濃度特定化学物質及び鉛に係る測定については3年間。

ただし、令別表第3第1号6に掲げる物又は同表第2号13の2、19若しくは27の2に掲げる物に係る測定並びにクロム酸等に係る測定については30年間。

イ 有機溶剤等に係る測定については3年間。ただし、特別有機溶剤に係る測定については30年間。

## 管理濃度

## 1 低管理濃度特定化学物質

法令 番号 (※)	物の種類	管理濃度
令別表第3第1号		
6	ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして0.001mg/m <sup>3</sup>
令別表第3第2号		
3の2	インジウム化合物	—
9	オルトーフタロジニトリル	0.01mg/m <sup>3</sup>
10	カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.05mg/m <sup>3</sup>
11	クロム酸及びその塩	クロムとして0.05mg/m <sup>3</sup>
13	五酸化バナジウム	バナジウムとして0.03mg/m <sup>3</sup>
13の2	コバルト及びその無機化合物	コバルトとして0.02mg/m <sup>3</sup>
19	3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン	0.005mg/m <sup>3</sup>
21	重クロム酸及びその塩	クロムとして0.05mg/m <sup>3</sup>
22	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)	水銀として0.025mg/m <sup>3</sup>
23	トリレンジイソシアネート	0.005ppm
27の2	砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	砒素として0.003mg/m <sup>3</sup>
備考	この表の管理濃度の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。	

(※)法令番号は、令別表第3の番号である。

## 2 鉛

物の種類	管理濃度
鉛及びその化合物	鉛として0.05mg/m <sup>3</sup>
備考	この表の管理濃度の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。

### 3 有機溶剤

法令 番号 (※)	物の種類	管理濃度
1	アセトン	500ppm
2	イソブチルアルコール	50ppm
3	イソプロピルアルコール	200ppm
4	イソペンチルアルコール (別名 イソアミルアルコール)	100ppm
5	エチルエーテル	400ppm
6	エチレングリコールモノエチル エーテル (別名セロソルブ)	5 ppm
7	エチレングリコールモノエチル エーテルアセテート (別名セロ ソルブアセテート)	5 ppm
8	エチレングリコールモノーノル マルーブチルエーテル (別名ブ チルセロソルブ)	25ppm
9	エチレングリコールモノメチル エーテル (別名メチルセロソル ブ)	0.1ppm
10	オルトージクロルベンゼン	25ppm
11	キシレン	50ppm
12	クレゾール	5 ppm
13	クロルベンゼン	10ppm
15	酢酸イソブチル	150ppm
16	酢酸イソプロピル	100ppm
17	酢酸イソペンチル (別名酢酸イ ソアミル)	50ppm
18	酢酸エチル	200ppm
19	酢酸ノルマルーブチル	150ppm
20	酢酸ノルマループロピル	200ppm
21	酢酸ノルマルーペンチル (別名 酢酸ノルマルーアミル)	50ppm
22	酢酸メチル	200ppm
24	シクロヘキサノール	25ppm
25	シクロヘキサノン	20ppm

28	1, 2-ジクロロエチレン (別名二塩化アセチレン)	150ppm
30	N, N-ジメチルホルムアミド	10ppm
34	テトラヒドロフラン	50ppm
35	1, 1, 1-トリクロロエタン	200ppm
37	トルエン	20ppm
38	二硫化炭素	1 ppm
39	ノルマルヘキサン	40ppm
40	1-ブタノール	25ppm
41	2-ブタノール	100ppm
42	メタノール	200ppm
44	メチルエチルケトン	200ppm
45	メチルシクロヘキサノール	50ppm
46	メチルシクロヘキサノン	50ppm
47	メチル-ノルマル-ブチルケトン	5 ppm
備考	この表の管理濃度の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。	

(※)法令番号は、令別表第6の2の番号である。

#### 4 特別有機溶剤

法令番号 (※)	物の種類	管理濃度
3の3	エチルベンゼン	20ppm
11の2	クロロホルム	3 ppm
18の2	四塩化炭素	5 ppm
18の3	1, 4-ジオキサン	10ppm
18の4	1, 2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)	10ppm
19の2	1, 2-ジクロロプロパン	1 ppm
19の3	ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	50ppm
22の2	スチレン	20ppm

22の3	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	1 ppm
22の4	テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)	25ppm
22の5	トリクロロエチレン	10ppm
33の2	メチルイソブチルケトン	20ppm
備考	この表の管理濃度の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。	

(※)法令番号は、令別表第3第2号の番号である。



## 試料採取方法及び分析方法

## 1 低管理濃度特定化学物質

法令 番号 (※)	物の種類	試料採取方法	分析方法
令別表第3第1号			
6	ベリリウム及びその化合物	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法、原子吸光分析方法又は蛍光光度分析方法
令別表第3第2号			
3の2	インジウム化合物	測定基準第二条第二項の要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方法	誘導結合プラズマ質量分析方法
9	オルトーフタロジニトリル	固体捕集方法及びろ過捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
10	カドミウム及びその化合物	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法
11	クロム酸及びその塩	液体捕集方法又はろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法
13	五酸化バナジウム	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法
13の2	コバルト及びその無機化合物	ろ過捕集方法	原子吸光分析方法
19	3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
21	重クロム酸及びその塩	液体捕集方法又はろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法
22	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）	液体捕集方法又は固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法 二 固体捕集方法にあつては、原子吸光分析方法

23	トリレンジイソシアネート	液体捕集方法又は固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法にあつては、高速液体クロマトグラフ分析方法
27の2	砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法

(※) 法令番号は、令別表第3の番号である。

## 2 鉛

物の種類	試料採取方法	分析方法
鉛及びその化合物	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法

## 3 有機溶剤

法令番号(※)	物の種類	試料採取方法	分析方法
1	アセトン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2	イソブチルアルコール	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
3	イソプロピルアルコール	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
4	イソペンチルアルコール（別名イソ	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

	アミルアルコール)		
5	エチルエーテル	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
6	エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
7	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
8	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
9	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
10	オルトジクロロベンゼン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
11	キシレン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
12	クレゾール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
13	クロロベンゼン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

15	酢酸イソブチル	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	<p>一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法</p> <p>二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法</p>
16	酢酸イソプロピル	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	<p>一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法</p> <p>二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法</p>
17	酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
18	酢酸エチル	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	<p>一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法</p> <p>二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法</p>
19	酢酸ノルマルブチル	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	<p>一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法</p> <p>二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法</p>
20	酢酸ノルマルプロピル	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	<p>一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法</p> <p>二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法</p>
21	酢酸ノルマルペンチル (別名酢酸ノルマルアミル)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

22	酢酸メチル	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
24	シクロヘキサノール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
25	シクロヘキサノン	液体捕集方法又は固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
28	1, 2-ジクロルエチレン (別名二塩化アセチレン)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
30	N, N-ジメチルホルムアミド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
34	テトラヒドロフラン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
35	1, 1, 1-トリクロルエタン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
37	トルエン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
38	二硫化炭素	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法 三 直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法

39	ノルマルヘキサン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
40	1-ブタノール	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
41	2-ブタノール	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
42	メタノール	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
44	メチルエチルケトン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
45	メチルシクロヘキサノール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
46	メチルシクロヘキサノン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
47	メチル-ノルマル-ブチルケトン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

(※)法令番号は、令別表第6の2の番号である。

#### 4 特別有機溶剤

法令 番号 (※)	物の種類	試料採取方法	分析方法
3の3	エチルベンゼン	固体捕集方法又は 直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分 析方法
11の2	クロロホルム	液体捕集方法、固 体捕集方法又は直 接捕集方法	一 液体捕集方法に あつては、吸光光度 分析方法 二 固体捕集方法又は 直接捕集方法にあつ ては、ガスクロマト グラフ分析方法
18の2	四塩化炭素	液体捕集方法又は 固体捕集方法	一 液体捕集方法に あつては、吸光光度 分析方法 二 固体捕集方法に あつては、ガスクロ マトグラフ分析方法
18の3	1, 4-ジオキサ ン	固体捕集方法又は 直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分 析方法
18の4	1, 2-ジクロロ エタン (別名二塩 化エチレン)	液体捕集方法、固 体捕集方法又は直 接捕集方法	一 液体捕集方法に あつては、吸光光度 分析方法 二 固体捕集方法又は 直接捕集方法にあつ ては、ガスクロマト グラフ分析方法
19の2	1, 2-ジクロロ プロパン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分 析方法
19の3	ジクロロメタン (別名二塩化メチ レン)	固体捕集方法又は 直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分 析方法
22の2	スチレン	液体捕集方法、固 体捕集方法又は直 接捕集方法	一 液体捕集方法に あつては、吸光光度 分析方法 二 固体捕集方法又は 直接捕集方法にあつ ては、ガスクロマト グラフ分析方法

22の3	1, 1, 2, 2- テトラクロロエタ ン (別名四塩化ア セチレン)	液体捕集方法又は 固体捕集方法	一 液体捕集方法に あつては、吸光光度 分析方法 二 固体捕集方法に あつては、ガスクロ マトグラフ分析方法
22の4	テトラクロロエチ レン (別名パーク ロルエチレン)	固体捕集方法又は 直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分 析方法
22の5	トリクロロエチレ ン	液体捕集方法、固 体捕集方法又は直 接捕集方法	一 液体捕集方法に あつては、吸光光度 分析方法 二 固体捕集方法又は 直接捕集方法にあつ ては、ガスクロマト グラフ分析方法
33の2	メチルイソブチル ケトン	液体捕集方法、固 体捕集方法又は直 接捕集方法	一 液体捕集方法に あつては、吸光光度 分析方法 二 固体捕集方法又は 直接捕集方法にあつ ては、ガスクロマト グラフ分析方法

(※)法令番号は、令別表第3第2号の番号である。



報道関係者 各位

令和2年2月17日(月)

【照会先】

労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

課長 塚本 勝利

環境改善室長 安井 省侍郎

室長補佐 米倉 隆弘

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5501, 5610)

(直通電話) 03(3502)6756

## 「個人サンプリング法による作業環境測定 及びその結果の評価に関するガイドライン」を策定しました

～個人サンプリング法を適切に実施するための関係事項を一体的に示す～

厚生労働省では、このたび、個人サンプリング法<sup>\*1</sup>による作業環境測定<sup>\*2</sup>の適切な実施を図るため、法令で定める事項のほか、事業者が実施すべき事項を一体的に示すものとして、「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」を策定しました。

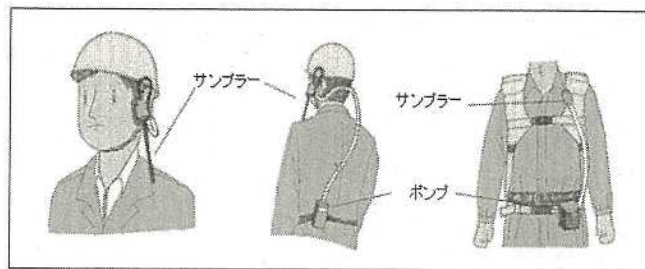
労働安全衛生法では、事業者に対し、有害な業務を行う作業場で作業環境測定の実施を義務付けています。作業環境測定を行う際のデザインとサンプリングとして、個人サンプリング法を選択的に導入することを可能とするため、関係省令等が改正され<sup>\*3</sup>、令和3年4月1日から施行されます。

厚生労働省では、今後、このガイドラインの周知を図るとともに、個人サンプリング法による作業環境測定を選択的な導入について、円滑な施行を図っていきます。

- ※1 作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザインとサンプリング。
- ※2 労働安全衛生法第65条及び第65条の2において、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、法令で定めるものについて、必要な作業環境測定を行い、その結果の評価に基づいて適切な措置を講ずることを事業者が義務付けています。
- ※3 作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(令和2年1月27日厚生労働省令第8号)、作業環境測定基準等の一部を改正する告示(令和2年1月27日厚生労働省告示第18号)。個人サンプリング法に関する部分については令和3年4月1日より施行または適用。

### 【ガイドラインの主な内容】

- 趣旨、対象範囲、基本的考え方、実施者
- 測定場所の単位、試料空気の採取の方法や時間、分析方法
- 測定結果の評価方法や評価に基づく措置
- 記録の保存



個人サンプリング法の試料採取機器

【別添】個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン(令和2年2月17日付け基発0217第1号)